# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第23期

自　2024年７月１日

至　2025年６月30日

業務及び財産の状況に関する説明書類

第23期　　2024年７月１日から2025年６月30日まで

２０２５年９月26日作成（公衆縦覧の開始日）
監査法人名　かがやき監査法人
所在地　名古屋市中村区名駅一丁目１番１号
代表者　林　幹根

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

監査法人の目的

１　財務書類の監査又は証明の業務

２　財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談の業務

監査法人の沿革

2003年４月　法人設立、安城事務所（本部）及び大津事務所を開設

2005年５月　東京事務所を開設

2007年５月　大阪事務所を開設

2007年12月　名古屋事務所を開設

2017年７月　本部を名古屋事務所に変更

2021年１月　安城事務所を名古屋事務所に統合

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

３．業務の内容

(1)　業務概要

当期は、設立 23 期目として、監査証明業務（法第２条第１項）及び非監査証明業務（法第２条第２項）を含め、売上高は 810,870 千円であった。監査証明業務としては、794,157 千円、非監査証明業務としては 16,712 千円となった。

(2)　新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3)　監査証明業務の状況

※ 2025年６月30日現在
（会計年度末日）

| 種別 | 被監査会社等の数 | |
|---|---|---|
| | 総数 | 内大会社等の数 |
| ①金商法・会社法監査 | １５社 | １５社 |
| ②金商法監査 | 2 | － |
| ③会社法監査 | １６ | 1 |
| ④学校法人監査 | 9 | － |
| ⑤労働組合監査 | － | － |
| ⑥その他の法定監査 | １１ | 1 |
| ⑦その他の任意監査 | １６ | － |
| 計 | ６９ | １７ |

(4) 非監査証明業務の状況

2024年７月１日～2025年６月30日

| 区分 | 対象会社等数 | 対前年度増減 |
|---|---|---|
| 大会社等 | １社 | ＋１ |
| その他の会社等 | １１社 | ▲１ |

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

（１）業務の執行の適正を確保するための措置

①　経営の基本方針

当法人の構成員が共通に保持すべき価値観として、次のとおり経営理念を掲げています。さらに、これを実践するための考え方について行動指針を定めています。これらは全ての構成員に周知徹底され、当法人の文化・風土の基盤となっています。

経営理念

１.「中堅監査法人に対する社会的ニーズ」に応える
２.「質の高い監査業務」を追求する
３.「適切な報酬」を追求する
４.「フットワーク良く」を追求する
５.「全役職員の物心両面の幸福」を追求する

行動指針

１-１．私達は、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に発揮し、深度ある監査を行うことが社会的使命であることを認識しなければならない。
１-２．私達は、監査の指導的機能を大いに発揮し、クライアントの発展に寄与しなければならない。

２−１．私達は、組織的に監査を行っていることを常に認識しなければならない。
２−２．私達は、各人の幅広い能力経験を生かして、多角的な視野で監査を行わなければならない。
３−１．私達は、より効率的な監査の仕組みを目指し、クライアントにとって満足かつ公明正大な報酬で業務を遂行しなければならない。
３−２．私達は、能力経験が豊富な人材が主体となって業務を行うことで、クライアントの負荷を低減しなければならない。
４−１．私達は、少数精鋭による情報伝達・意思決定の時間優位性を生かして、社内外の要望にスピーディーに対応しなければならない。
４−２．私達は、各人の業務関連ネットワークの広範性を生かして、社内外の多種多様な要望に対応しなければならない。
５−１．私達は、知見・経験の共有を大切にし、積極的に議論し、切磋琢磨を通じての各人の成長を喜びとしなければならない。
５−２．私達は、風通しの良い社風をつくり公明正大な評価を行い、監査業務を通じてよりよい仕事環境をめざさねばならない。

② 経営管理に関する措置

当法人は、組織的な運営を確保するため、重要な業務運営における経営機関として理事会を設置しております。理事社員は、最高意思決定機関である社員会で、その適格性を検討のうえ選出しております。理事会は、組織運営上の重要課題事項への機動的な取組みが可能となる運営体制を構築しております。

また、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する機能を確保するために、経営監視委員会を設置しております。この監督・評価機関は内部委員の他に独立性を有する第三者の委員で構成されております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、法令遵守に関する措置を所管する部署として、総務部を設定しております。

人材開発部が所管する定期的な研修等を通じて、上記①に記載した行動指針その他遵守すべき法令規制について、意識向上に努めています。

職業倫理及び独立性については、下記（2）①に記載しております。

④ その他

当法人では、通報制度を整備しており、ホームページに記載の法律事務所に法人内外から匿名で以下の事項について通報ができるようになっております。なお、法律事務所では、通報者が不利な取扱いがなされないようなルールとなっております。

・当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
・当法人が定めた品質管理システムへの抵触等に関する疑義の申立て
・個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

（２）上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

品質管理を行う専任の部門として、品質管理企画部、監査支援部、審査部、人材開発部及びこれらの部門を統括する品質管理本部を設置しています。品質管理本部は、モニタリング及び改善プロセスの運用、独立性に係る要求事項の遵守等品質管理全般を行う部であ

り、構成する要員のうち１名は専担者としております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部の専担者１名を除く品質管理を行う専任の部門の構成員は、監査業務を兼務している状況にありますが、監査業務に携わることで実務の状況を把握し、監査業務実施に際しての課題を識別でき、これらの課題を関連する部内で共有することにより事務所全体での対応を図ることが可能となっています。品質管理本部、品質管理企画部、監査支援部、審査部、人材開発部は、定期的に会議を開催しております。これらの部及び本部は、十分な時間の確保を含む年間の従事時間を理事会に提示しております。

（３）業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年６月30日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、業務の品質管理を主体的に行っていくに当たり、当法人の特性を踏まえたうえで、必要と考える達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施する品質管理システムを整備運用しています。

また、当法人は、品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握するとともに、識別した不備に適切に対処するためのモニタリング及び改善プロセスを整備し、運用しています。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

公認会計士法及びその関係法令ならびに日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けております。

独立性の確保は会計監査に対する信頼性を確保する基本となります。かがやき監査法人では、独立性を確保するために、毎年一定の時期に非常勤職員を含めた全役職員から「監査人独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性が確保されているかどうかの点検を行っております。

なお、独立性が確保されない状況になった場合は、速やかに品質管理本部長に報告することを義務付けております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、以下の全てを満たす場合にのみ監査業務の受嘱を行っております。

・当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること
・当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
・当法人が、関与先の誠実性を検討した結果、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、上記に加えて不正リスクを評価し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

また、他の監査事務所との交代においては、当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査事務所間の引継に係る方針及び手続を定めております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員の選任及び交代は、被監査会社が属する業界やその商習慣等に関する知見・経験を考慮し、深度を持った企業環境の理解とリスクの識別を行った上で、批判的な観点から深度のある監査業務ができるように最適の社員を選任しております。なお、本報告書の作成時点での社員総数は15名であり、大規模法人ではできない社員同士の密なコミュニケーションを通じてお互いの知見、能力を把握しており、被監査会社の特性に応じた適任者の選任が可能となっております。

監査補助者につきましては、原則として十分な監査実務経験を有し、専門知識の豊富な公認会計士を監査補助者として採用することとしております。その監査補助者の各監査チームへの配属に関しては、被監査会社の業種、業態、規模、取引の複雑性及び必要となる専門的な知識の諸要素に加え、各補助者の経験等を考慮し、各監査事務所長が適材適所の配置となるように決定しております。

主査は、被監査会社との関係において現場のリーダーとして監査の全過程に関与し、チームメンバーへの指示、指導及び監督を行い、自らもリスクの高い領域等の監査手続を実施します。主査は、業務執行社員が兼務するか、当法人で定める一定の要件を満たす監査補助者の中から業務執行社員が最適な担当者を選任しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

（ァ）社員の報酬の決定に関する事項

社員報酬については、社員報酬算定方針に従い、監査業務への関与状況や品質管理活動等の時間を含む執務時間に基づいて社員報酬を算定し、それに社員評価の結果を反映した社員報酬額を社員会において決定しております。

（ィ）社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの重要性を強調・徹底しております。研修においては、ディスカッションを重視しております。

全ての専門要員は、日本公認会計士協会会則第 122 条第 4 項で定める必要な単位数を履修しなければならず、かつ、年間 40 単位を履修しなければならないことを定めております。また、その内訳として、職業倫理に属する大分類にて２単位以上、税務に関する研修項目にて２単位以上、監査の品質及び不正リスク対応に関する研修項目については監査業務の品質管理を重視し、日本公認会計士協会の定める単位数（６単位）より加重した９単位以上（うち２単位以上は、不正事例研究に該当する研修）の履修を義務付けております。

IFRS を適用している、または、重要な海外子会社等を有する被監査会社に対しては、当該監査チームメンバーにおける監査現場での監督指導を通して、グローバル監査に対応できる人材を育成しております。また、当該監査チームメンバーには、日本公認会計士協会が提供する IFRS 研修の受講を義務付けております。

（ゥ）その他

特記事項はありません。

オ．業務の実施及びその審査

（ァ）専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定め、専門要員が当該事項に該当する事象に直面した場合には、当該事象の内容に応じて、品質管理本部または審査部に問合せを行い、内部及び必要に応じて外部の専門家からの見解を入手することとしております。

（ィ）監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定め、品質管理本部長が適切な措置を取ることとしております。

（ゥ）監査証明業務に係る審査

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。

審査担当者は、当法人の審査担当者の選任に関する方針及び手続に基づき、適格性を有する社員を審査部長が選任します。

監査業務において、一定の重要な審査事象に該当する場合には、審査部長及び審査部員２名並びに社員の職制のある者から審査部長が指名する２名の計５名（定足数４名以上）からなる会議体による審査会審査を行い、深度ある審査を実施することとしております。

（ェ）監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルは原則、電子化されております。電子監査調書システム規程を整備し、システム上の適切な権限設定を行うことで、監査報告書日後60日以内の電子監査調書のクローズ（ロックダウン）、電子監査調書ファイルの編集日付の確認、監査調書の作成日及び査閲日の編集制限を実施することで、監査報告書日後の監査調書の改竄防止に取り組んでおります。監査ファイルは、10年間保管することとしております。

（ォ）その他

特記事項はありません。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

組織的な運営を確保すべく各理事社員が、主要な事務所の事務所長を兼任し、この全体を統括代表社員が統括しております。

重要な業務運営については、監査法人として適正な判断が確保されるために、理事会で意思決定を行っております。

また、情報の伝達に関しては、理事会等の考え方を監査の現場まで浸透させるとともに監査現場からの情報収集のために、全社員が参加する月次の会議等を通じて常に情報の共有化を図っております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

品質管理システムに関する最高責任者は統括代表社員としております。統括代表社員は、品質管理システムのモニタリングの結果等をもとに当監査法人の品質管理システムを評価するとともに、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負います。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質管理システムの整備にあたり、監査法人自らが達成すべき品質目標を設定したうえで、当該品質目標が阻害されるリスクの識別・評価を行い、リスクへの対応を行うことが求められております。当法人では、品質管理本部長を中心に各担当社員が、当法人としての特性を踏まえた品質目標及び品質リスクの洗い出しを行うとともに、必要となる規程の整備やマニュアルの作成を進めております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。

上記方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的なモニタリング及び完了した監査業務の検証に関する方針及び手続が含まれております。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員の評価の結果及びその理由

基準日時点において重要な不備はないため、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されるという合理的な保証を当法人に提供しています。

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項ありません。

（４）公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当事項ありません。

（５）直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の９の２第１項（品質管理レビュー））を受けた年月

2023年12月

（６）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の統括代表社員は、当法人の第 23 期（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を、確認しております。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24条の４又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二．社員の概況

１．社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計 |
|---|---|---|
| １４人 | ―人 | １４人 |

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的 | 合議体の構成 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 |
| 社員会 | 決裁権限規程に基づき当法人の業務執行に関する重要事項を決定する。 | １４人 | ―人 | １４人 |
| 理事会 | 決裁権限規程に基づき当法人の業務執行に関する重要事項を決定する。 | 3 | ― | 3 |
| 審査会 | 審査規程に基づき当法人の監査業務について審査を行う。 | 5 | ― | 5 |

※　上表の公認会計士は全て社員である。

三．事務所の概況

| 名称 | 所在地 | 当該事務所に勤務する者の数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 社員 | | | 公認会計士である使用人の数 |
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 | |
| (主)本部・名古屋事務所 | 名古屋市中村区名駅一丁目１番１号<br>JP タワー名古屋 30 階 | ７人 | ―人 | ７人 | ２２人 |
| (従)東京事務所 | 東京都千代田区霞が関三丁目６番 14 号<br>三久ビル５階 | 1 | ― | 1 | 6 |
| (従)大津事務所 | 滋賀県大津市大萱一丁目 17 番５号<br>本郷第２ビル５階 | 1 | ― | 1 | 4 |
| (従)大阪事務所 | 大阪市中央区常盤町一丁目２番 12 号<br>ユニオン谷町ビル８階 | 5 | ― | 5 | ２２ |

四．監査法人の組織の概要

組織図

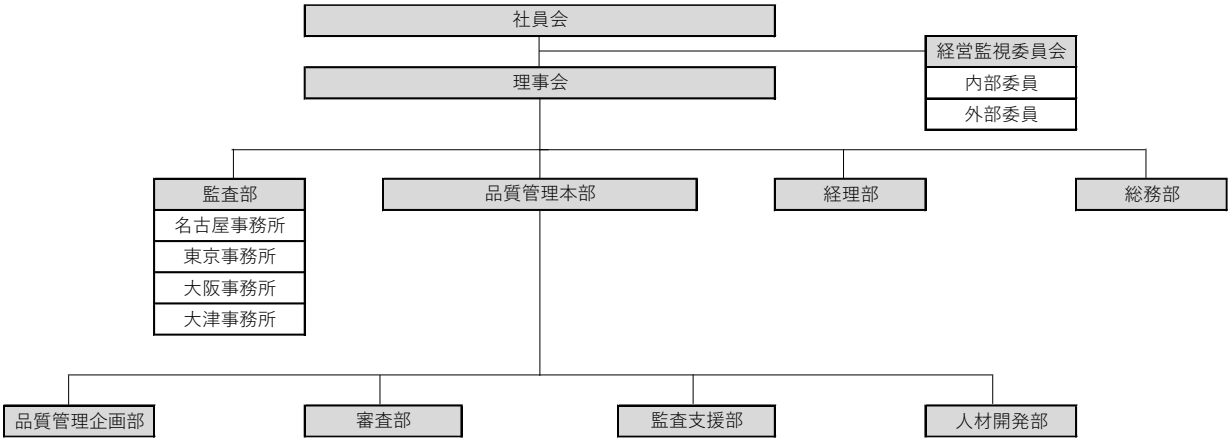


五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：千円）

| | 第 22 期<br>2023 年７月１日～<br>2024 年６月 30 日 | 第 23 期<br>2024 年７月１日～<br>2025 年６月 30 日 |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| 監査証明業務 | 712,769 千円 | 794,157 千円 |
| 非監査証明業務 | 10,729 | 16,712 |
| 合計 | 723,498 | 810,870 |

２．直近の二会計年度の計算書類

当法人は、無限責任監査法人であり、該当事項はありません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は、無限責任監査法人であり、該当事項はありません。

４．供託金等の額

当法人は、無限責任監査法人であり、該当事項はありません。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は、無限責任監査法人であり、該当事項はありません。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

**金商法・会社法監査**　　合計　１５　社

㈱大運
㈱ＭＩＥコーポレーション
㈱バルニバービ
㈱キャリア
ＣＤＳ㈱
㈱メンタルヘルステクノロジーズ
ムトー精工㈱
セブン工業㈱
㈱フレアス
monoAI technology㈱
富士精工㈱
㈱あさくま
ＡＩメカテック㈱
東京コスモス電機㈱
㈱ヤマウラ

**会社法監査**　　合計　１　社

クラフト㈱

**その他法定監査**　　合計　１　社

国立大学法人福井大学

以　上